



## 高齢者福祉

健康福祉部高齢者福祉課 ☎026-248-9020

### 高齢者サービス

#### ■食の自立支援事業

ひとり暮らし高齢者などが在宅で自立した生活を送ることができるよう、自宅へ昼食・夕食を配食し、あわせて利用者の安否の確認を行います。

対象	おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯で、食事の調理が困難な方
内容	自宅へ昼食・夕食を配食し、利用者の安否確認、食生活の実情把握

#### ■生活管理指導短期宿泊事業 (ショートステイ事業)

ひとり暮らし高齢者などで基本的な生活習慣が欠如し、疾病ではないが体調不良に陥った方が一時的にショートステイ事業を利用できます。

対象	おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者などで、介護保険で要介護・要支援に該当しない方で、基本的な生活習慣が欠如し、疾病ではないが体調不良に陥った方
実施施設	養護老人ホーム寿楽園

#### ■緊急通報システム事業

ひとり暮らしの高齢者などが、万一の場合に、事故の防止や安否の確認を図るため、自宅に緊急通報装置・24時間リズムセンサーを設置します。

対象	おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者、もしくは高齢者世帯で世帯構成全員が要介護認定を受けているなどで緊急時に対応が困難な世帯
内容	市が委託している事業者を通じ、親族、消防署、民生児童委員および協力員へ緊急時の通報ができます。

#### ■日常生活用具の給付事業

ひとり暮らし高齢者などの日常生活の便宜を図り、福祉の増進に資するため、日常生活用具を給付します。

対象	おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者および寝たきり高齢者のいる高齢者世帯（生計中心者の前年の所得税額が非課税の世帯）
給付品目	火災警報機、自動消火器、電磁調理器

#### ■緊急時連絡先などが記載できる マグネットシート「暮らしのあんしん板」

ひとり暮らし高齢者および高齢者のみの世帯の方の在宅での安全と安心を守るため、緊急時に必要なところへの連絡がスムーズに行われるよう、緊急時連絡先などが記載できるマグネットシート「暮らしのあんしん板」を配布します。

対象	65歳以上のひとり暮らし高齢者および高齢者のみの世帯
内容	「暮らしのあんしん板」をひとり暮らし高齢者および高齢者のみの世帯へ各町民生委員が配布し、緊急時連絡先、かかりつけ医、民生児童委員氏名、連絡先を記載し、冷蔵庫の扉に貼って情報を共有します。

#### ■安心コール事業（社会福祉協議会委託事業）

ひとり暮らしの高齢者宅に、電話をかけコミュニケーションを図り、孤独感の解消をする。

対象者	市内に居住するおおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者で、1週間に1回定期的に社協から電話することを希望する者
実施日	毎週火曜日または木曜日 午前9時30分～午後0時30分

### 広告

補聴器の販売・調整 P113 C-2

お電話一本でお伺いします

## すざか補聴器センター

出張訪問・訪問無料  
ご相談だけでも、お気軽にお電話下さい

■須坂市高橋町1150 (小山治療院・小山接骨院2F)  
■TEL:026-245-7274 ■FAX:026-248-6533  
■営業時間/9:00~17:00 ■定休日/日曜、祝日  
■URL:https://www.suzakahochouki.com



Pあり

福祉施設 P111 D-2

社会福祉法人 廣望会

## アートカフェCoCo

障がいのある人たちが表現活動やアート活動を行っている事業所です。そのような活動を通じて、地域社会とのつながりを積極的に目指しています。

■須坂市塩川184-1  
■TEL:026-274-5668 ■FAX:026-274-5669  
■開所日/月曜～金曜、第三土曜  
■URL:http://www.grn.janis.or.jp/~coco-net/



Pあり

## ■在宅福祉利用券給付事業

在宅において介護を必要とする方の福祉の向上と、その世帯の経済的負担の軽減を図るため、在宅福祉利用券を給付します。

対象	要介護3以上の認定を受けた方（要介護2の認定を受けた方で、日常生活自立度が重度の方も対象になる場合があります。）。
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●おむつ購入利用券</li> <li>●タクシー乗車利用券（自動車税および軽自動車税の減免を受けている方は対象になりません）</li> <li>●理容・美容利用券</li> <li>●寝具クリーニング利用券</li> </ul>

## ■在宅福祉介護者慰労金支給事業

対象	市内に住所を有する要介護度3～5に該当する方（被介護者）と同居し、3カ月以上介護している方もしくは別居している被介護者を被介護者の自宅で3カ月以上介護している同居に準ずる方
内容	在宅において介護を受けている重度の要介護高齢者の介護者に対し、その労をねぎらい、激励するために慰労金を支給します。

## ■高齢者にやさしい住宅改良促進事業

介護が必要な方の居室、トイレ、風呂の住宅改良について、助成をします。

対象者	65歳以上の高齢者であって介護保険で要介護・要支援の認定を受けた方もしくは身体障害者手帳1～3級所持者のいる世帯で、前年の所得税額が8万円以下の世帯
補助限度額	63万円

## ■自立生活特別支援事業

在宅で自立した生活を継続するために介護保険などでは対応できない生活援助、身体介護を行います。

対象	おおむね65歳以上の方およびその家族で特別な支援が必要な方
利用料	所要時間ごと利用料がかかります。

## ■安心みまもるシール事業

徘徊のおそれのある認知症などの高齢者の見守り支援のためアイロンシール、反射シールを配布します。

対象	おおむね65歳以上の方（徘徊で行方不明になるおそれのある方）
費用	無料

## 広告

サービス付き高齢者向け住宅 P108 C-4

安心の住まい・誇りある暮らし

医療法人 命家会  
Meisen ホーム命家

総戸数10戸のサービス付き高齢者向け住宅です。入居者様一人ひとりに合ったサービスを提供させていただきます。

■須坂市相森町4300-1  
■TEL:026-214-3512  
■FAX:026-214-3513  
■URL:https://www.meisen.jp/home/

あり

## ■徘徊高齢者家族支援サービス事業

認知症の高齢者を持つ家族のため、GPS（人工衛星による位置情報システム）と携帯電話の電波を併用した高精度の位置情報検索システムに加入する場合、位置検索サービス提供会社の費用を補助をします。なお、月々の利用料などは個人負担となります。

対象経費	内容	助成率	助成限度額
初期費用	加入料金、付属代金	100%	7,000円
検索費用	現場急行料金	90%	9,000円

## ■宅老所緊急宿泊等支援事業

要介護高齢者が、介護者の急病など緊急な事由により、家庭で介護を受けることができない場合に、通所で利用している宅老所の宿泊に要した費用の一部を補助します。

対象世帯	市内に居住する要介護高齢者の介護者が、急病または冠婚葬祭などの緊急な事由により介護が一時的にできないと認められる世帯
対象経費	宅老所の宿泊に要する費用。ただし、食事代、入浴費用、送迎費用を除く。
補助率および限度額	利用1泊（1回）につき、宿泊に要する費用の80%（限度額4,000円）
利用限度	1人当たり、おおむね月2回とし、年間24回を限度とする。
利用施設	宅老所赤とんぼ、デイサービスセンター陽だまり、宅幼老所なずな豊丘

## 福祉施設一覧

名称	所在地	電話番号
須坂市福祉会館	大字須坂1218	026-246-8759
老人福祉センターくつろぎ荘	大字仁礼7-16	026-246-2058
屋内ゲートボール場ふれあい（永楽荘）	大字日滝387-5	026-246-1746
須坂市福祉ボランティアセンター	大字須坂476-1	026-248-5606
老人福祉センター永楽荘	大字日滝407	026-246-1746

通所介護・デイサービス・ケアマネ P115 E-4

宅老所  
居宅介護支援事業所 たのし家

■須坂市大字野辺66-11  
■TEL:026-246-5377

【居宅介護支援事業所たのし家】  
介護の心配、わからないこと、何でも気楽に聞いてくださいね。  
相談は無料です。お気軽にお電話を!!  
【宅老所たのし家】  
一緒に楽しく過ごしましょう。お試し、見学も大歓迎。まずはお気軽にご相談下さい!!

# 障がい者の福祉・生活保護

☎健康福祉部福祉課 ☎026-248-9003

## 心身に障がいのある方

### ■身体障害者手帳

身体に障がいのある方が、さまざまな福祉サービスを利用するために必要な手帳です。

障がいの程度によって、1級（重度）～6級（軽度）に区分されます。

### ■療育手帳

知的障がいのある方が、一貫した療育・援助をはじめとしたさまざまな福祉サービスを利用するために必要な手帳です。

障がいの程度によって、A1（重度）、A2、B1（中度）、B2（軽度）に区分されます。

### ■精神障害者保健福祉手帳

精神障がいのある方が、さまざまな福祉サービスを利用するために必要な手帳です。

障がいの程度によって、1級（重度）、2級、3級（軽度）に区分されます。

### ■手当など

障がいのある方の自立した生活の基盤を確立するため、所得保障の一環として福祉手当制度や、介護者への慰労金などがあります（所得制限があるものがあります）。

- 特別障害者手当
- 障害児福祉手当
- 重度障害者介護慰労金 など

### ■在宅福祉サービス

在宅で生活する方を支援するため、各種のサービスがあります（各サービスには対象要件があります）。

- 補装具の交付・修理や日常生活用具の給付事業
- 重度障害者おむつ購入利用券給付事業
- 重度障害者理容・美容利用券給付事業
- 訪問入浴サービス事業
- タイムケア事業
- 手話通訳者・要約筆記者の派遣事業
- 在宅福祉利用券給付事業
- 自動車改造や免許取得の助成事業
- 住宅改良費の助成事業 など

### ■障害者総合支援法のサービス

自立した社会生活、日常生活を支援するための各種サービスです。

- 居宅介護（ホームヘルプ）
- 施設入所
- 短期入所
- 生活介護
- 自立訓練（機能訓練・生活訓練）
- 就労移行
- 就労継続（A型・B型）
- 共同生活援助（グループホーム） など

### ■児童福祉法のサービス

障がいのある子どもに生活訓練療育などを行うサービスです。

- 放課後等デイサービス
- 児童発達支援 など

### ■自立支援医療費給付制度（精神通院）


精神疾患で通院するときにかかる医療費の自己負担が1割になるなど、本人の負担を軽減します。

## 広告

障がい福祉サービス P121 E-3

県内6ヶ所ある障がい者支援施設

社会福祉法人りんどう信濃会  
障がい者支援施設 須坂悠生寮




施設利用者と地域の皆様が交流し  
情報発信出来る施設を目指します。

■須坂市大字米子7-1 ■TEL:026-246-5156 ■FAX:026-246-5157  
■事業内容/施設入所支援、生活介護、短期入所、共同生活援助、相談支援  
■法人本部事務所/駒ヶ根市赤穂16398-152 ■TEL:0265-82-4435  
■法人施設/駒ヶ根悠生寮・上田悠生寮・喬木悠生寮・はらむら悠生寮・穂高悠生寮  
※生活支援員を随時募集しています。お気軽にお問い合わせ下さい。

総合福祉事業 P110 B-3他

社会福祉法人  
夢工房福祉会

「ともに育ち 働き 暮らす」をキーワードに  
総合的な福祉サービスを提供しています。



法人事務局  
■須坂市大字高梨343-1  
■TEL:026-214-3531  
■FAX:026-214-3532

夢屋ふぁーむ  
須坂ひだまり作業所  
小布施町ワークホームみずみ草  
夢ハイツあい・ゆう  
放課後等デイサービスみんなのムム  
放課後等デイサービスわたしの一歩  
須坂市福祉企業センター  
アルク

TEL:026-274-5252  
TEL:026-248-2194  
TEL:026-247-6343  
TEL:026-246-6314  
TEL:026-214-5565  
TEL:026-214-0881  
TEL:026-214-1411  
TEL:026-248-3741

## 須高地域総合支援センター

☎ 大字須坂344-3 須坂ショッピングセンター内  
☎026-248-3750 (2024年度中に移転予定)

須坂市・小布施町・高山村の三市町村が委託をし、障がいのある方への相談支援を行っています。

須高地域総合支援センターでは、福祉サービスの調整や生活で困った時の相談を受け付けます。

- 福祉、保健、医療等サービスの情報提供、調整
- 家庭訪問および来所による相談、助言
- 地域生活全般に関する相談、助言
- 社会資源の開発等企画・提案
- 人材育成のための研修企画
- 地域自立支援協議会事務局
- その他相談者の要請に基づく事項

相談は無料です。安心して地域生活が送れるように、お手伝いします。

●時間 平日 午前9時～午後6時

## 生活にお困りの方に

●須坂市生活就労支援センター (まいさぼ須坂)

☎ 大字須坂344-1-60 須坂ショッピングセンター内  
☎026-248-9977 (2024年度中に移転予定)

家計に困っている方、離職後求職努力を重ねたものの再就職ができず自信を失い引きこもってしまった方、働くことに不安を感じているなどの困りごとを抱えている方は、「まいさぼ須坂」に遠慮なくご相談ください。必要な情報の提供やハローワークへの同行など、相談員と一緒に考え、課題を整理しながら解決のお手伝いをします。また、家族の介護のために転職し、収入が低くなってしまった、いじめなどにより学校を中退後引きこもりが続き社会復帰が難しくなったなどの困りごとがある方もご相談ください。関係機関と連携しながら一緒に問題解決を図ります。

●時間 平日 午前9時～午後5時

●利用方法

原則予約制 (お電話でお問い合わせください)

## 生活保護

病気やそのほかの事情により生活に困窮している世帯に対して、最低限度の生活を保障して再び自分の力で生活できるよう援助する制度です。なお、生活保護を受けるには、自分の能力に応じて働いたり、持っている資産を生活に役立てたり、必要なことを届出たりしなければなりません。

## ひとり親相談、家庭相談

ひとり親世帯の相談、家庭児童相談を行っていますので、お困りの方はお気軽にご相談ください。

## 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は厚生労働大臣の委嘱を受けて、市民の生活上のさまざまな相談に応じ、行政など支援やサービスへの「つなぎ役」として、地域を見守り活動しています。

## 心の健康に関する相談

ストレス、うつ、精神不安、依存症などの身体や心、育児、仕事などの日常生活のあらゆる悩みごとをご相談ください。

## 悩み無料ダイヤル (相談・通話料無料)

☎0800-800-7223

平日 午前8時30分～午後5時15分

## ●その他の相談場所

名称	電話番号	時間
保健センター	026-248-9023	平日 午前8時30分～ 午後5時15分
長野保健福祉事務所	026-225-9039	平日 午前8時30分～ 午後5時15分
長野県精神保健福祉センター	026-266-0280	平日 午前8時30分～ 午後5時15分
長野いのちの電話	026-223-4343	毎日 午前11時～ 午後10時
よりそい ホットライン	0120-279-338	24時間通話料無料

## 広告

福祉 P108 B-4

社会福祉法人すこう福祉会

ワークハウス わらしべ

◆指定障害福祉サービス事業所  
就労継続支援B型/生活介護

■須坂市大字小河原1234-1 (高畑町)  
■TEL:026-248-5678 ■FAX:026-248-5980  
■わらしべ相談支援事業所 ■TEL/FAX:026-214-5657  
■わらしべホーム ■TEL/FAX:026-274-5636

P あり(5台)

障がい福祉サービス P103 E-1

人を育み、世界をつくる

特定非営利活動法人  
信州能力開発ネットワーク

BASIS (基礎・土台づくり) を合言葉に  
安心と成長の場を提供しています。

■須坂市大字須坂1230-43 須坂ハイランド111 ■TEL:026-214-2061 ■FAX:026-214-2361  
■URL:https://www.sadn.jp ■E-mail:info@sadn.jp  
・BASIS Biz (就労継続支援A型) : 026-214-1040  
・green BASIS (就労継続支援B型・自立訓練) : 026-247-8262  
・ベイスホーム須坂(グループホーム) : 026-214-3893  
・ベイス相談支援センター(計画相談) : 090-8012-4655  
・BASIS FARM(オーガニック野菜生産・販売) : 090-3008-6760